

佐渡市非核平和都市宣言 パブリックコメントを募集しています

「佐渡市非核平和都市宣言」は、トキの野生放鳥の歩みの中で、平和を求める決意を新たにし、佐渡市から恒久平和を訴えるため、佐渡市市制施行 10 周年およびまもなく戦後 70 年という節目を迎える本年の夏に宣言するものです。

佐渡市非核平和都市宣言文の決定にあたり、宣言文（案）を広く公表するとともに意見を募集し、市民の皆さまからいただいたご意見を宣言文に反映し、決定します。

市民の皆さまのご意見をお聞かせください。

意見募集期限	7月25日(金) 午後5時まで（郵送の場合は、7月25日必着）
素案の閲覧場所	市役所総務課（本庁舎2階）、各支所・行政サービスセンター、市内図書館、各地区教育事務所、市ホームページ
意見の提出方法	ご意見は、住所、氏名（または団体名）、連絡先（電話番号など）を記入の上、持参、郵送、ファクシミリまたは市ホームページの応募専用フォームで、市役所総務課庶務係に提出してください。ご意見提出用紙は、素案の閲覧場所に備え付けのほか、市ホームページからダウンロードできます。
市からの回答	ご意見を寄せられた方に直接回答はしません。寄せられた意見の概要とそれに対する市の考え方を、市ホームページ等で公表します。（氏名等は公表しません。）

意見提出・お問い合わせ 市役所総務課庶務係 〒952-1292 佐渡市千種232番地
☎63-3111 FAX 63-3300

佐渡市いじめ防止基本方針 パブリックコメントを募集しています

平成 25 年 6 月にいじめ防止対策推進法が制定されました。いじめは、人権を脅かすものであり、決して許されるものではありません。佐渡市の未来を担う子どもたちが、安心して健やかに成長できるよう、市内の学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携して、いじめ問題の克服に向けて取り組まなければなりません。

佐渡市では、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針である「佐渡市いじめ防止基本方針」を策定いたします。策定にあたり方針（案）について市民の皆さまのご意見をお聞かせください。

意見募集期限	7月25日(金) 午後5時まで（郵送の場合は、7月25日必着）
素案の閲覧場所	市教育委員会学校教育課（両津支所2階）、各支所・行政サービスセンター、市内図書館、各地区教育事務所、市ホームページ
意見の提出方法	ご意見は、住所、氏名（または団体名）、連絡先（電話番号など）を記入の上、持参、郵送、ファクシミリまたは市ホームページの応募専用フォームで、市教育委員会学校教育課に提出してください。ご意見提出用紙は、素案の閲覧場所に備え付けのほか、市ホームページからダウンロードできます。
市からの回答	ご意見を寄せられた方に直接回答はしません。寄せられた意見の概要とそれに対する市の考え方を、市ホームページ等で公表します。（氏名等は公表しません。）

意見提出・お問い合わせ 市教育委員会学校教育課 〒952-8501 佐渡市両津湊198番地
☎23-4894 FAX 23-4900

※パブリックコメントとは、市の政策に関する基本的な計画などを策定する過程において、広く市民の皆さまから意見を集め、計画に反映させることを目的とした制度です。